

町民の税金 約441万円を使い 町が控訴！

議会が7対8で、控訴予算案を可決！

今回の判決で、公的な判断である町監査委員の判断と裁判所の判断、双方とも「町長の支出行為は違法である」という点で一致しました。一方、町長の主張は公的にはどこからも認められていません。

このような判断が出た今、町がやるべき事は、御船町が被った損害の3億円を山本町長や会社役員、出資会社などから回収し、町の損失を出来るだけ回復させる努力することです。

判決に沿って被害を回復する努力を怠り、さらに町の税金を使って控訴し町の被害を増やすことなど決して許されません。



すでにバイオマス問題では、1000万円の裁判費用が税金から支出されている！
これ以上裁判を続け、町の被害を増やしてはならない！

このような状況で当初11月10日に予定されていた議会が7日(金)に前倒しになり、その議会で控訴費用に関する予算案が提案されました。

議会では「町が控訴することは、町の損失を増やす行為だ」「もし控訴するのであれば、町長個人がすべき」「このような状況で町の税金を使っての控訴に賛成することは、町の利益より、町長個人の利益を優先することになる」等の激しい議論が交わされました。その結果…

町長支持議員の賛成多数により7対8で、控訴費用約441万円を含んだ予算案が成立しました。

熊本地方裁判所でこのような判決が出たにもかかわらず、町の被害回復を怠り、町長の個人財産を守る事につながる「控訴」を、町のお金を使って行うことに…

反対した議員： 井本昭光議員・沖徹信議員・清水聖議員・田端幸治議員・池田浩二議員
藤川博和議員・福永啓議員

賛成した議員： 塚本勝紀議員・吉村公一議員・佐藤俊明議員・田中隆敏議員・永山和人議員
・田上忍議員・増田安至議員・山田五郎議員

* 議会に先立ち「竹ん子の会」では、竹バイオマス問題や、控訴議案に対する対応などについて、全議員に「公開質問状」を送っていました。それに対して、質問内容に答えていただいた議員はわずか5名、残りの11名は、受取拒否、白紙、返信無しでした。質問状の内容と、返信の内容につきましては、後のニュースレターやホームページ等で紹介したいと思います。

平成26年度 ご支援のお願い！

竹バイオマス問題住民訴訟原告・支援者の会では、広く支援者を募っております。

正会員 一口月額1,000円(何口でも可) **賛助会員** 一口1,000円(何口でも可)

会の口座【〒168-0002 記号17160番号33459351竹バイオマス問題住民訴訟原告支援者の会】

お問い合わせは、竹バイオマス問題住民訴訟原告・支援者の会事務局、電話090-4473-7798 まで

(4) *この便りを郵便受け等から無断で抜き取るケースがありましたのでご注意ください。

竹ん子の会 ニュースレター

特別号
第6号

みふね
御船竹バイオマス問題住民訴訟原告・支援者の会

竹ん子の会 会長 吉井博
電話 090-4473-7798

平成26年10月27日

判決！



町長に約1億円の賠償請求決定！ 山本町長の責任を断罪！！

竹バイオマス問題により町民が受けた約3億円の被害について、平成23年6月14日に提訴された裁判がついに判決を迎えました。裁判所は、山本町長の主張を退け、山本町長に約1億円の賠償義務があることを、言い渡しました。多くのメディアが注目する、画期的な判決でした。

裁判終了後、住民有志は御船町役場を訪れ、町と議会に対し、判決を受け入れ福岡高裁へ控訴しないよう申し入れを行いました。

その後、山本町長は反省する姿勢もなく、町の予算を使い「控訴」することを決めました。

…大切にしたいこと…

- ・竹バイオマス問題の真相究明
- ・「竹バイオマス問題がなぜ起こったのか」「このような問題が今後起こらないためにはどうすればいいのか」を住民目線で考える

*会のホームページも是非ご覧下さい。 <http://takebio.mifune.org/>

裁判所が認定した山本町長の違法行為



平成21年5月29日に、町が御船竹資源開発株式会社(以下会社)へ補助金9279万3000円を支出した行為は、**社会通念上著しく妥当性を欠いた行為であり違法である。**

解説 町は平成21年2月10日に補助金2億円を会社へ渡しましたが、同月16日に会社は日本政策金融公庫に融資を断られており、その時点で会社は公的な金融機関から融資を得られない状況にありました。その時町に提出されたものは、金額の記載もなく、2日後に支払うと書かれた、全く信じようのない個人からの融資確約書でした。当然ながら、融資を得られるはずもなく、確約は2回も破られました。にもかかわらず、町は5月29日に約1億円の補助金を会社へ渡しています。裁判所はこの行為について、「**他の金融機関などから融資を受けることが極めて困難な状況であったにもかかわらず、さしたる調査もせずに会社関連人物から融資を受けることができると轻信して支出したものと云わざるを得ず、このような支出は、社会通念上著しく妥当性を欠いた行為であり、裁量権の範囲を逸脱または乱用した違法な行為に該当する**」と判断しています。

だいたい、あぎゃん確約書のあるね！金額もなかとば信じらすとだけん、おかしかりたい。してから2回も確約は破られて、お金ももたっさん会社に1億円ば渡してから…裁判所もあきれとらすたい。



町民の声



遅くとも平成21年6月末以降、会社に対し補助金の交付を取り消し、補助金の返還命令をする必要があったが、**補助金の交付の取消し及び不当利得返還請求権の行使を違法に怠った。**

解説 会社は日本政策金融公庫から融資を断られ、個人融資も実現できずに事業を行うことができない状況にありました。そのような中、出資者が所有する会社の株式を会社に購入させる形で、資本金2400万円を引き上げ、会社の資本金は残り910万円になりました。この自己株式の取得により資金を流出させることは、この補助事業の実施を妨げる極めて不適切な行為であり、御船町の補助金交付規則に照らしても補助事業を速やかに取り消す必要があったと裁判所は認定しています。町長はこのことを、補助金を支出した後の平成21年6月に知ったと証言しています。この時点で補助事業を中止し、交付した補助金を取り返す行為をしなければならなかったのですが、それをしなかった事が違法であると認定しました。もし、町長が法律に沿った対応をしていたなら、当時の会社の預金残高約2634万円を回収することができたはずで。

会社はいくらもとらしたとね。事務所も職員も電話もなくてほんなこの会社のあったと言えろとどろか。こがんおかしな話はなかのなんで会社の内部で不適切な行為があることば知りながら町は見過ごしてこらしたとどろか。早うやめさせとけば2600万円くらいは取り戻せたつに！



町民の声

判決の内容



御船町は、山本町長に対し、9279万3000円及び、これに対する平成23年1月31日から支払済みまで年5分(5%)の割合による支払を求める請求をせよ。

解説 約1億円の補助金を会社に支払った行為は、町長の裁量権の範囲を逸脱又は乱用した違法行為であると認められました。このことにより、御船町は山本孝二氏個人に対し、約1億円の損害を請求するよう裁判所が言い渡しました。またこの金額に対して、平成23年1月31日から年5%の遅延損害金が増加されます。10月末現在、5%の遅延損害金だけでも1840万円です。**裁判所は判決時点で、山本町長個人に対して合計1億1千万円を超える請求を命じたこととなります。**今後、山本町長が支払うまでの間、年約464万円の遅延損害金が増加し続けられます。なおこの判決は、個人に対しての損害賠償請求ですので、たとえ山本孝二氏が町長職を退いたとしても、山本孝二氏個人に対して損害賠償を請求されます。また、損害賠償請求されたお金を町のお金から支払うことなどは許されず、個人で支払わなければなりません。加えて裁判所は、「**町長が違法な財務会計上の行為を行っていたにもかかわらず、現時点においても町は、町長に対して損害賠償請求を怠っている**」とし、この住民訴訟が求めていた事は、本来町がしなければならなかった事であると認定しました。

こぎゃんニュースのNHK全国放送で流れて恥ずかしか〜

利子までつくるとばい。町民の税金は無駄遣いして、町民に借金しよるようなもんたい。もうこれ以上、町民の血税ば使い込まんで、あとは自分の金で責任ばとらなたい。じゃなかなら、誰も税金ばれおごつなばい。



町民の声

この判決に先立ち、「竹ん子の会」では協議のうえ、損害賠償請求額より「**町長が会社に補助金を支払った行為の違法性**」が認められることが一番重要であり、そのことが将来の御船町において、同じことを繰り返さない大変強い教訓となりうるという判断をしていました。

そして、10月27日の判決において、御船町の被害総額約3億円には届かなかったものの、裁判所は**町長が会社に補助金を支払った行為の違法性を認め、さらには、会社破たん後すぐに(平成21年6月頃)、支払った補助金を取り返そうとしなかった行為の違法性も認め、町長個人に対して約1億円を超える極めて高額な損害賠償請求を命じる判決を下しました。**

また裁判所は、この住民訴訟で私たちが求めていた事は本来、町が町長に対し求めなければならなかった事であると認定しました。

このような判決は当然の結果であり、二度とこのような問題がこの町に起こらないことを心より願います。